

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月7日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 興 三
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区长池町22番22号
【電話番号】	(06)6621 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部財務部長 山本 雅 一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番3号 シャープ株式会社東京支社
【電話番号】	(03)5446 8221(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部財務部IRグループ 副参事 五十嵐 哲 也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 17,499,717,000円 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 (東京都港区芝浦一丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年9月18日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他この新株式発行に関し必要な事項を平成25年10月7日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
  - (1) 募集の方法
  - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて
- 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	50,218,000株(注)3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成25年9月18日(水)開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 発行数につきましては、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として上記のとおり決定しておりますが、後記「第3〔第三者割当の場合の特記事項〕 1〔割当予定先の状況〕 d. 割り当てようとする株式の数」記載の各割当予定先に対して割り当てようとする株式の数(以下「割当予定株式数」という。)に後記「2〔株式募集の方法及び条件〕(2)〔募集の条件〕」記載の発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する下記の各割当予定先に対する発行価額として予定されている額(以下「発行予定価額」という。)と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれぞれ後記「2〔株式募集の方法及び条件〕(2)〔募集の条件〕」記載の発行価格で除して得られる数(1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。)の株式を割当て、その総数を発行数とするべく、改めて後記「2〔株式募集の方法及び条件〕(2)〔募集の条件〕(注)1」記載の発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。なお、各割当予定先に対する発行価額の総額として予定している価額は17,500百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

株式会社デンソー(以下「デンソー」という。)につき、 2,500百万円

株式会社マキタ(以下「マキタ」という。)につき、 10,000百万円

株式会社LIXIL(以下「LIXIL」という。)につき、 5,000百万円

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	62,723,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成25年9月18日(水)開催の取締役会及び平成25年10月7日(月)開催の取締役会の決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 3の全文を削除

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	50,218,000株（注）2	17,499,968,640（注）3	8,749,984,320（注）4
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	50,218,000株（注）2	17,499,968,640（注）3	8,749,984,320（注）4

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行数につきましては、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として上記のとおり決定しておりますが、各割当予定先の割当予定株式数に後記「(2)【募集の条件】」記載の発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する各割当予定先に対する発行予定価額と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれぞれ後記「(2)【募集の条件】」記載の発行価格で除して得られる数(1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。)の株式を割当て、その総数を発行数とするべく、改めて後記「(2)【募集の条件】(注)1」記載の発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定するため、実際の発行数は上記と異なる場合があり、発行価額の総額の上限及び資本組入額の総額の上限は、それぞれ17,500百万円及び8,750百万円となります。

3 発行数に後記「(2)【募集の条件】」記載の発行価格を乗じた額となります。上記の発行価額の総額は、平成25年9月12日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。上記の資本組入額の総額は、平成25年9月12日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	62,723,000株	17,499,717,000	8,749,858,500
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	62,723,000株	17,499,717,000	8,749,858,500

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(発行価額の総額)から増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。

(注) 2、3の全文削除及び4の番号変更

## （２）【募集の条件】

（訂正前）

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
未定 （注）1	未定 （注）2	1,000株	平成25年10月24日（木） （注）3	該当事項 はありません。	平成25年10月24日（木） （注）3

（注）1 発行価格については、平成25年10月7日（月）から平成25年10月9日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に後記「〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」に記載の国内市場及び海外市場における募集（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）（以下「本件公募」という。）のうち国内市場における一般募集（以下「国内一般募集」という。）において決定される発行価格（募集価格）と同一の金額とします。なお、国内一般募集においては、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に国内一般募集における発行価格（募集価格）を決定します。

2 資本組入額は資本組入額の総額を発行数で除した金額とします。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、発行価格等決定日の決定に応じて、繰り上げることがあります。発行価格等決定日は、平成25年10月7日（月）から平成25年10月9日（水）までの間のいずれかの日を予定しており、申込期間及び払込期日は、発行価格等決定日の15日後です。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年10月7日（月）の場合、申込期間及び払込期日は「平成25年10月22日（火）」

発行価格等決定日が平成25年10月8日（火）の場合、申込期間及び払込期日は「平成25年10月23日（水）」

発行価格等決定日が平成25年10月9日（水）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり

となります。

4 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

5 払込期日までに、本有価証券届出書に係る第三者割当（以下「本件第三者割当増資」という。）の対象となる当社普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該当社普通株式に係る割当は行われないうこととなります。

6 各割当予定先の割当予定株式数に上記発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する各割当予定先に対する発行予定価額と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれぞれ上記発行価格で除して得られる数（1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。）の株式を割当て、その総数を発行数とするべく、改めて発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。

7 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし

す。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
279	139.5	1,000株	平成25年10月22日(火)	該当事項 はありません。	平成25年10月22日(火)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 払込期日までに、本有価証券届出書に係る第三者割当（以下「本件第三者割当増資」という。）の対象となる当社普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該当社普通株式に係る割当は行われな  
こととなります。
- 3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしま  
す。

(注) 1、2、3、6の全文削除及び4、5、7の番号変更

## 4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

本件第三者割当増資に係る手取金の額は下記のとおりとなっております。

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
17,499,968,640	109,000,000	17,390,968,640

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用(約62百万円)、弁護士費用(約21百万円)、取引所上場関係費用(約  
17百万円)及びその他(約9百万円)です。
- 3 上記払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年9月12日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当  
社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。実際には、各割当予定先の割当予定株式数に前記  
「2【株式募集の方法及び条件】(2)【募集の条件】」記載の発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対  
応する各割当予定先に対する発行予定価額と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれ  
ぞれ前記「2【株式募集の方法及び条件】(2)【募集の条件】」記載の発行価格で除して得られる数(1,000  
株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。)の株式を割当て、その総数を発行数とするべく、改めて発行価  
格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定するため、払込金額の総額  
(発行価額の総額)の上限は、17,500百万円となります。

(訂正後)

本件第三者割当増資に係る手取金の額は下記のとおりとなっております。

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
17,499,717,000	109,000,000	17,390,717,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用(約62百万円)、弁護士費用(約21百万円)、取引所上場関係費用(約  
17百万円)及びその他(約9百万円)です。

(注) 3の全文削除

（２）【手取金の使途】

（訂正前）

上記差引手取概算額17,390,968,640円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

<後略>

（訂正後）

上記差引手取概算額17,390,717,000円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

<後略>

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

（訂正前）

< 前略 >

公募による新株式発行の発行株式総数は408,000,000株であり、国内一般募集株数280,000,000株及び海外募集株数128,000,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数120,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数8,000,000株）を目処に募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

公募による新株式発行の発行株式総数は408,000,000株であり、国内一般募集株数280,000,000株及び海外募集株数128,000,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数120,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数8,000,000株）の募集が行われます。

< 後略 >

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

（訂正前）

当社は、平成25年9月18日（水）開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、国内一般募集及び海外募集を行うことを決議しておりますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から42,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当増資とは別に、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために第三者割当増資が行われます（以下「OA第三者割当増資」という。）。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年11月5日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

< 後略 >

（訂正後）

当社は、平成25年9月18日（水）開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、国内一般募集及び海外募集を行うことを決議しておりますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式42,000,000株の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本件第三者割当増資とは別に、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために第三者割当増資が行われます（以下「OA第三者割当増資」という。）。

また、野村證券株式会社は、平成25年10月10日(木)から平成25年11月5日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

< 後略 >

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

(訂正前)

< 前略 >

##### d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式	50,218,000株(内訳は以下のとおり)
株式会社デンソー	7,174,000株
株式会社マキタ	28,696,000株
株式会社LIXIL	14,348,000株

(注)各割当予定先に対して割り当てようとする上記の株式の数に前記「第1【募集要項】2【株式募集の方法及び条件】(2)【募集の条件】」記載の発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する各割当予定先に対する発行予定価額と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれぞれ前記「第1【募集要項】2【株式募集の方法及び条件】(2)【募集の条件】」記載の発行価格で除して得られる数(1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。)の株式を割り当てる予定です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

##### d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式	62,723,000株(内訳は以下のとおり)
株式会社デンソー	8,960,000株
株式会社マキタ	35,842,000株
株式会社LIXIL	17,921,000株

(注)全文削除

< 後略 >

### 3【発行条件に関する事項】

(訂正前)

<前略>

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資により各割当予定先に対して割り当てる予定の当社普通株式の合計数50,218,000株(注1)は、平成25年9月17日現在の当社普通株式の発行済株式総数1,188,491,887株から、平成25年3月28日にサムスン電子ジャパン株式会社(以下「サムスン電子ジャパン」という。)を割当先とする第三者割当増資(以下「サムスン電子ジャパン第三者割当増資」という。)によりサムスン電子ジャパンに対して発行した当社普通株式の数量35,804,000株及び平成25年6月24日にQualcomm Incorporated(以下「Qualcomm」という。)を割当先とする第三者割当増資(以下「Qualcomm第2次第三者割当増資」という。)によりQualcommに対して発行した当社普通株式の数量11,868,000株を除いた1,140,819,887株(以下「第三者割当増資前発行済株式総数」という。)に対して4.40%(議決権総数1,125,054個(注2)に対する割合4.46%)となります。

なお、本件第三者割当増資により割り当てる予定の当社普通株式並びに最近6か月間に実施したQualcomm第2次第三者割当増資及びサムスン電子ジャパン第三者割当増資により発行した当社普通株式の合計数は97,890,000株となり、第三者割当増資前発行済株式総数である1,140,819,887株に対して8.58%(議決権総数1,125,054個(注2)に対する割合8.70%)となります。

しかしながら、前記「第3〔第三者割当の場合の特記事項〕1〔割当予定先の状況〕c.割当予定先の選定理由」及び「第1〔募集要項〕4〔新規発行による手取金の使途〕(2)〔手取金の使途〕」に記載のとおり、本件第三者割当増資により調達する資金は、中期経営計画で掲げた重点事業領域における新規事業の取り組みの一環として、各割当予定先との協業・業務提携の推進に充当し、当社の企業価値の向上及び持続的な成長に資するものであります。こうしたことから、本件第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模、また、本件第三者割当増資、Qualcomm第2次第三者割当増資及びサムスン電子ジャパン第三者割当増資による発行数量の合計及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

(注)1.各割当予定先の割当予定株式数に前記「第1〔募集要項〕2〔株式募集の方法及び条件〕(2)〔募集の条件〕」記載の発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する各割当予定先に対する発行予定価額と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれぞれ前記「第1〔募集要項〕2〔株式募集の方法及び条件〕(2)〔募集の条件〕」記載の発行価格で除して得られる数(1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。)の株式を割当て、その総数を発行数とすべく、改めて発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。

2.議決権総数は発行済株式総数1,188,491,887株から、平成25年3月31日時点の株主名簿に基づく単元未満株式5,291,887株、自己保有株式(単元未満株式を除く。)10,399,000株及び相互保有株式75,000株並びにサムスン電子ジャパン第三者割当増資によりサムスン電子ジャパンに対して発行した当社普通株式の数量35,804,000株及びQualcomm第2次第三者割当増資によりQualcommに対して発行した当社普通株式の数量11,868,000株を控除して算出したものです。

（訂正後）

< 前略 >

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資により各割当予定先に対して割り当てる予定の当社普通株式の合計数62,723,000株（（注）1）は、平成25年9月17日現在の当社普通株式の発行済株式総数1,188,491,887株から、平成25年3月28日にサムスン電子ジャパン株式会社（以下「サムスン電子ジャパン」という。）を割当先とする第三者割当増資（以下「サムスン電子ジャパン第三者割当増資」という。）によりサムスン電子ジャパンに対して発行した当社普通株式の数量35,804,000株及び平成25年6月24日にQualcomm Incorporated（以下「Qualcomm」という。）を割当先とする第三者割当増資（以下「Qualcomm第2次第三者割当増資」という。）によりQualcommに対して発行した当社普通株式の数量11,868,000株を除いた1,140,819,887株（以下「第三者割当増資前発行済株式総数」という。）に対して5.50%（議決権総数1,125,054個（（注）2）に対する割合5.58%）となります。

なお、本件第三者割当増資により割り当てる予定の当社普通株式並びに当初取締役会決議日である平成25年9月18日を基準として最近6か月間に実施したQualcomm第2次第三者割当増資及びサムスン電子ジャパン第三者割当増資により発行した当社普通株式の合計数は110,395,000株となり、第三者割当増資前発行済株式総数である1,140,819,887株に対して9.68%（議決権総数1,125,054個（（注）2）に対する割合9.81%）となります。

しかしながら、前記「第3〔第三者割当の場合の特記事項〕1〔割当予定先の状況〕c.割当予定先の選定理由」及び「第1〔募集要項〕4〔新規発行による手取金の使途〕（2）〔手取金の使途〕」に記載のとおり、本件第三者割当増資により調達する資金は、中期経営計画で掲げた重点事業領域における新規事業の取り組みの一環として、各割当予定先との協業・業務提携の推進に充当し、当社の企業価値の向上及び持続的な成長に資するものであります。こうしたことから、本件第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模、また、本件第三者割当増資、Qualcomm第2次第三者割当増資及びサムスン電子ジャパン第三者割当増資による発行数量の合計及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

（注）1．平成25年10月7日（月）開催の会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定しております。

- 2．議決権総数は発行済株式総数1,188,491,887株から、平成25年3月31日時点の株主名簿に基づく単元未満株式5,291,887株、自己保有株式（単元未満株式を除く。）10,399,000株及び相互保有株式75,000株並びにサムスン電子ジャパン第三者割当増資によりサムスン電子ジャパンに対して発行した当社普通株式の数量35,804,000株及びQualcomm第2次第三者割当増資によりQualcommに対して発行した当社普通株式の数量11,868,000株を控除して算出したものです。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合 (%)
日本生命保険 相互会社	大阪市中央区今橋三丁目 5番12号	55,667	4.75	55,667	<u>3.33</u>
明治安田生命 保険相互会社	東京都千代田区丸の内二 丁目1番1号	45,781	3.90	45,781	<u>2.74</u>
Qualcomm Incorporated 〔常任代理人 クア ルコムジャパン株式 会社〕	アメリカ合衆国 カリフォ ルニア州92121 サンディ エゴ モアハウス・ドラ イブ5775 (5775 Morehouse Drive, San Diego, CA 92121, U.S.A.) 〔東京都港区南青山一丁 目1番1号〕	41,988	3.58	41,988	<u>2.51</u>
株式会社みずほ 銀行	東京都千代田区丸の内一 丁目3番3号	41,910	3.57	41,910	<u>2.51</u>
株式会社三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二 丁目7番1号	41,678	3.55	41,678	<u>2.49</u>
サムスン電子 ジャパン株式会社	東京都千代田区九段北四 丁目2番1号	35,804	3.05	35,804	<u>2.14</u>
三井住友海上火災 保険株式会社	東京都中央区新川二丁目 27番2号	30,658	2.61	30,658	<u>1.83</u>
株式会社マキタ	愛知県安城市住吉町三丁 目11番8号	—	—	<u>28,696</u>	<u>1.72</u>
シャープ従業員 持株会	大阪市阿倍野区長池町22 番22号	25,793	2.20	25,793	<u>1.54</u>
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8番11号	22,861	1.95	22,861	<u>1.37</u>
計	-	342,141	29.17	<u>370,837</u>	<u>22.17</u>

(注)

< 中略 >

- 2 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として、Qualcomm第2次第三者割当増資による発行株式数を加算の上、算出したものを記載しており、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、同株主名簿を基準として、Qualcomm第2次第三者割当増資による発行株式数を加算し、かつ、今回の一般募集並びに株式会社デンソー、株式会社マキタ及び株式会社LIXILに対する第三者割当増資による増加分を加味し、野村証券株式会社に対するOA第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。なお、各割当予定先の発行予定価額をそれぞれ前記「第1〔募集要項〕2〔株式募集の方法及び条件〕(2)〔募集の条件〕」記載の発行価格で除して得られる数(1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。)の株式の総数を発行数として、改めて発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定する場合には、株式会社マキタの上記「割当後の所有株式数」は当該取締役会決議に従い株式会社マキタに対して発行される株式数であり、上記の全ての株主の上記「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、上記「割当後の所有株式数」に基づく議決権数を、当該発行数に基づき再算出した総議決権数にてそれぞれ除した数となります。

< 後略 >

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
日本生命保険 相互会社	大阪市中央区今橋三丁目 5番12号	55,667	4.75	55,667	<u>3.30</u>
明治安田生命 保険相互会社	東京都千代田区丸の内二 丁目1番1号	45,781	3.90	45,781	<u>2.72</u>
Qualcomm Incorporated 〔常任代理人 クア ルコムジャパン株式 会社〕	アメリカ合衆国 カリフォ ルニア州92121 サンディ エゴ モアハウス・ドラ イブ5775 (5775 Morehouse Drive, San Diego, CA 92121, U.S.A.) 〔東京都港区南青山一丁 目1番1号〕	41,988	3.58	41,988	<u>2.49</u>
株式会社みずほ 銀行	東京都千代田区丸の内一 丁目3番3号	41,910	3.57	41,910	<u>2.49</u>
株式会社三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二 丁目7番1号	41,678	3.55	41,678	<u>2.47</u>
株式会社マキタ	愛知県安城市住吉町三丁 目11番8号	—	—	<u>35,842</u>	<u>2.13</u>
サムスン電子 ジャパン株式会社	東京都千代田区九段北四 丁目2番1号	35,804	3.05	35,804	<u>2.12</u>
三井住友海上火災 保険株式会社	東京都中央区新川二丁目 27番2号	30,658	2.61	30,658	<u>1.82</u>
シャープ従業員 持株会	大阪市阿倍野区長池町22 番22号	25,793	2.20	25,793	<u>1.53</u>
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8番11号	22,861	1.95	22,861	<u>1.36</u>
計	-	342,141	29.17	<u>377,983</u>	<u>22.43</u>

（注）

< 中略 >

- 2 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として、Qualcomm第2次第三者割当増資による発行株式数を加算の上、算出したものを記載しており、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、同株主名簿を基準として、Qualcomm第2次第三者割当増資による発行株式数を加算し、かつ、今回の一般募集並びに株式会社デンソー、株式会社マキタ及び株式会社LIXILに対する第三者割当増資による増加分を加味し、野村證券株式会社に対するOA第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

< 後略 >